

2-5-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(令和5年度)

■本調査における「性犯罪・性暴力等」の定義について

○「性犯罪・性暴力等」とは、児童生徒性暴力等又は性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。

○「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為をいう。

○「性犯罪・性暴力」とは、強姦性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、児童ポルノ法第5条から第8条までに当たる行為、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、不適切な身体接触等をいう。

○「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

(1) 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(令和5年度)

	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
性犯罪・性暴力等	195	69	17	8	289	31	320
(性犯罪・性暴力等のうち、児童生徒性暴力等)	〈155〉	〈2〉	〈0〉	〈0〉	〈157〉	〈0〉	〈157〉

※児童生徒等: 幼児・児童・生徒(18歳以上の者を含む。)、18歳未満の者

(2) 被処分者の性別

※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

被処分者の性別	人数(人)	割合(%)
男性	316人 (155人)	98.75% (98.73%)
女性	4人 (2人)	1.25% (1.27%)
合計	320人 (157人)	100.0% (100.0%)

(3) 被処分者の年齢層

※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	105人 (73人)	155,597人	0.07% (0.05%)
30代	86人 (41人)	226,266人	0.04% (0.02%)
40代	51人 (19人)	191,355人	0.03% (0.01%)
50代以上	78人 (24人)	299,080人	0.03% (0.01%)
計	320人 (157人)	872,298人	0.04% (0.02%)

(注1) 在職者数: 令和4年度学校教員統計調査より

(注2) A/Bの分母は令和4年度のものであり、
参考数値

(4) 被処分者の所属する学校種

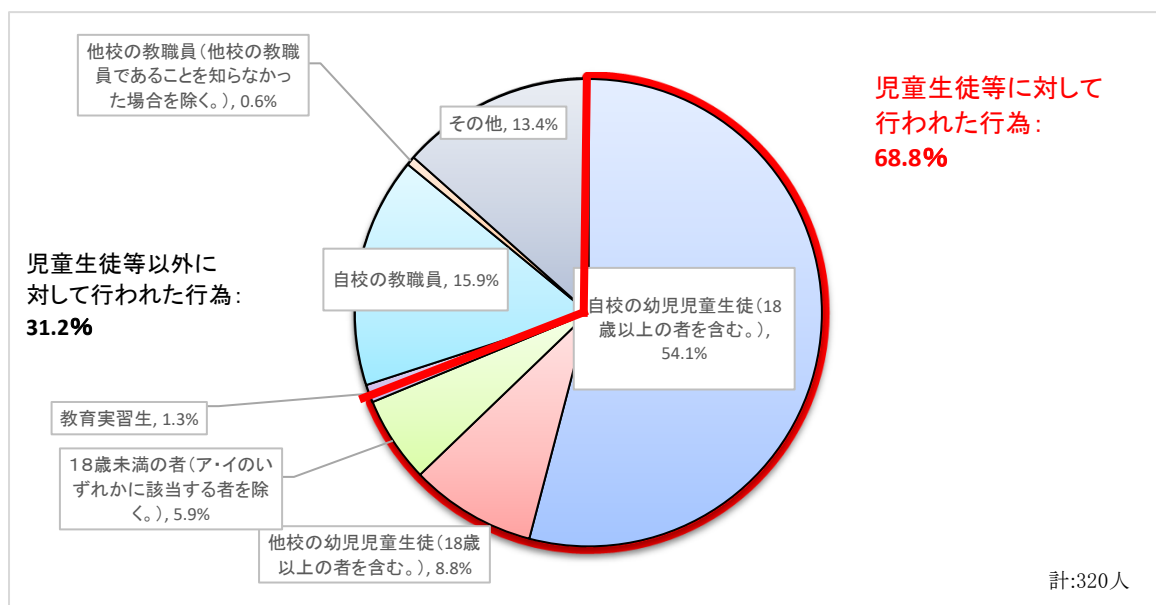
※()は児童生徒性暴力等による人数・割合

	被処分者数A	在職者数B	A/B
幼稚園	0人 (0人)	13,616人	0.00% (0.00%)
小学校	85人 (35人)	417,007人	0.02% (0.01%)
中学校	111人 (67人)	229,980人	0.05% (0.03%)
義務教育学校	2人 (1人)	7,189人	0.03% (0.00%)
高等学校	100人 (46人)	172,349人	0.06% (0.03%)
中等教育学校	0人 (0人)	1,947人	0.00% (0.00%)
特別支援学校	22人 (8人)	91,943人	0.02% (0.01%)
計	320人 (157人)	934,031人	0.03% (0.02%)

(注) 在職者数: 令和5年度学校基本調査より

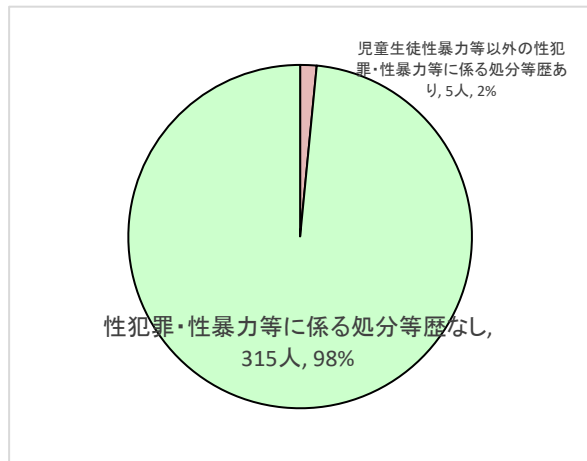
(5)性犯罪・性暴力等の相手の属性

【性犯罪・性暴力等】

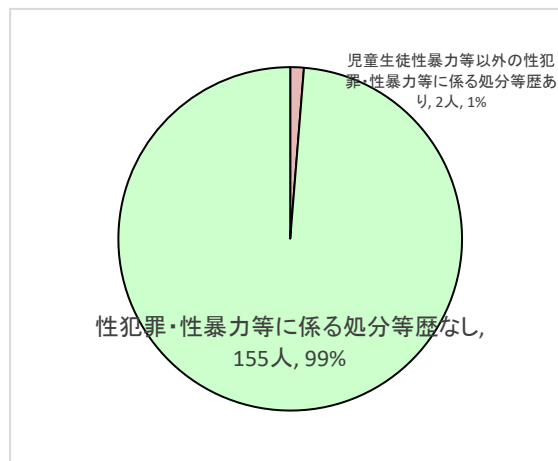


(6)当該教員の性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分歴の有無

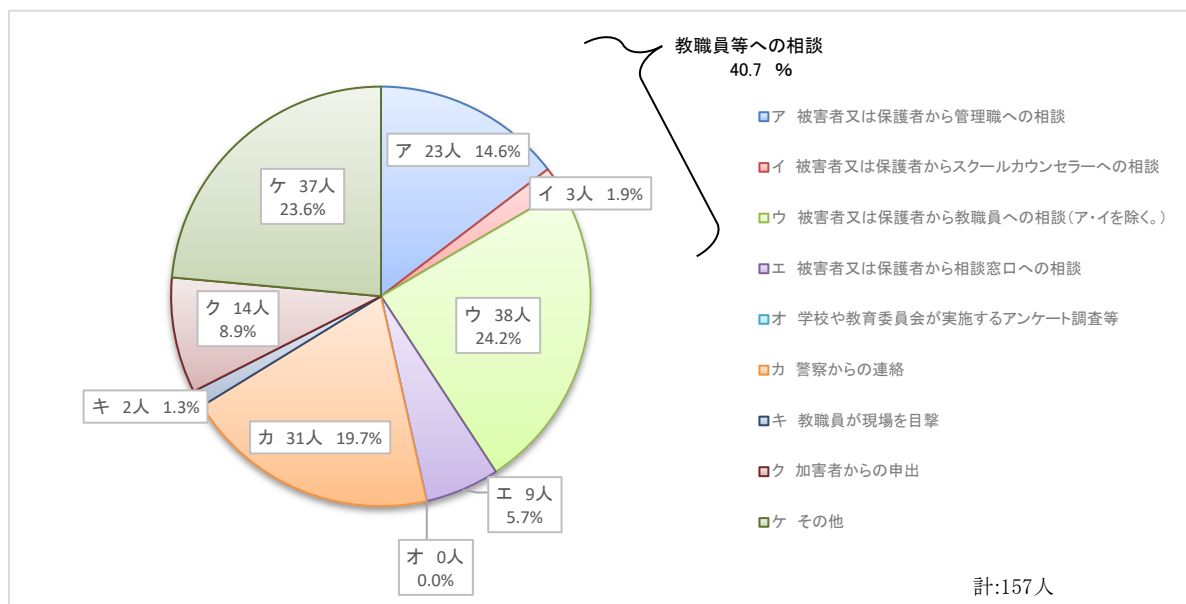
【性犯罪・性暴力等】



【性犯罪・性暴力等のうち、児童生徒性暴力等】



(7)児童生徒性暴力等が発覚した要因



(8)児童生徒性暴力等に関する刑事告発の状況

	件数
告発した または 刑事手続きがとられている または その他の理由で捜査機関が情報を把握しているもの	87件
うち教育委員会が告発したもの	50件
うち捜査機関から教育委員会等へ情報提供が あったもの又は他の者が告発を行ったもの	37件
犯罪には当たらないと判断したため、告発しなかったもの	11件
被害者やその保護者が望まなかったため、告発しなかったもの	41件
その他	18件

(9)児童生徒性暴力等が行われた場面

